



農業用廃プラスチックは正しく処理しましょう

農業用廃プラスチックは産業廃棄物として
適正な処理が法律で義務付けられています

回収

- 農業由来廃プラスチックは**産業廃棄物**です。**農業者自らが適正に処理**することが義務付けられています。使用後には必ず回収しましょう。
- 産業廃棄物を収集・運搬する場合、車体の外側に産業廃棄物の運搬車両である旨の表示すること、及び定められた書面を備え付けることが義務付けられています。

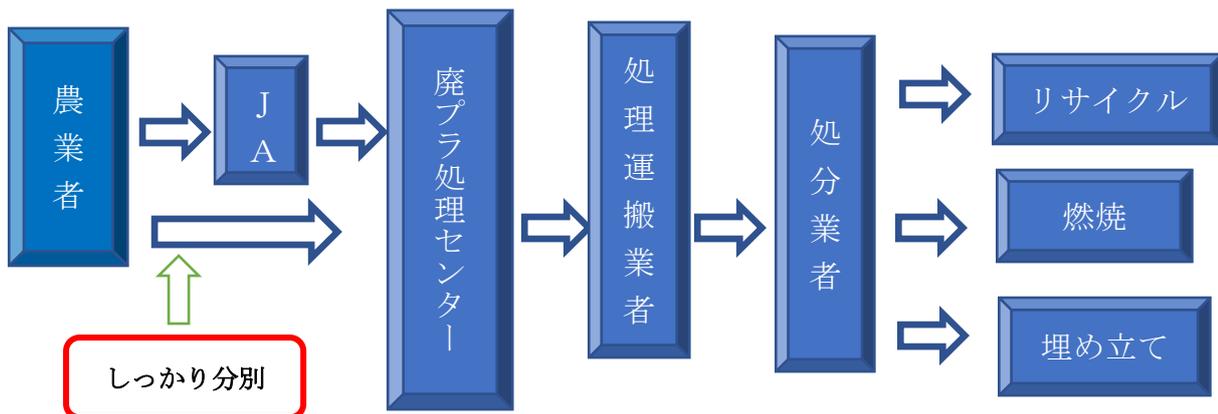
分別と異物の除去

- 農ビ、農ポリなどの種類別に**正しく分別**しましょう。
- 農ビは「劣化した農ビ」と「程度の良い農ビ」を区分して下さい。
- 金属、作物残差、泥などの異物を取り除いて下さい。

禁止

- 不法投棄や野焼きは法律で禁止**されています。

使用済みプラスチック処理の流れ



お問い合わせ先

山梨県農業用廃プラスチック処理センター

南アルプス市高田新田字川東 33-1 TEL055-284-0938